

普通貸付及び住宅貸付の「借換え」を廃止します

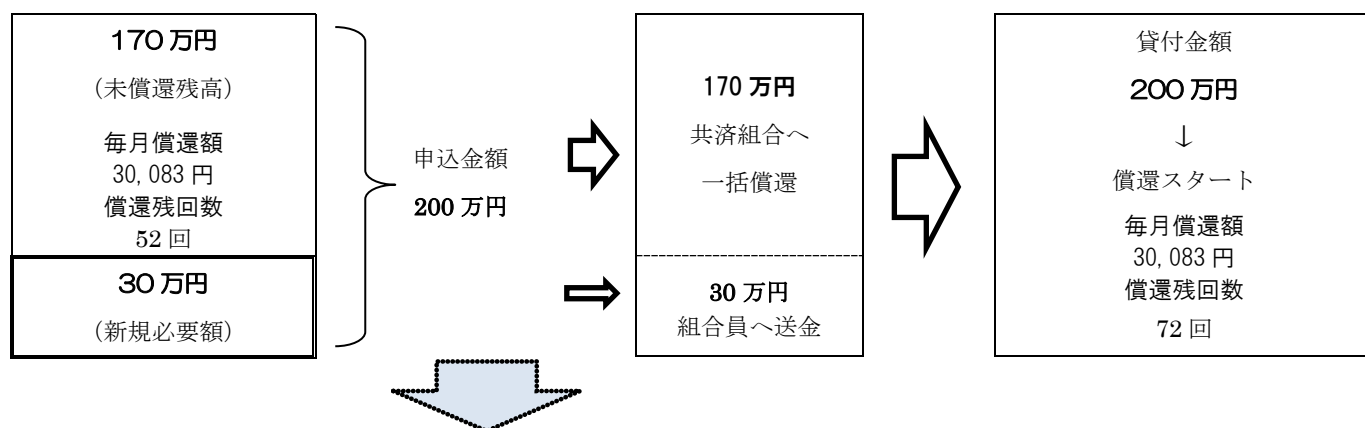
平成 28 年 4 月 1 日以降の貸付申込分（5 月貸付分）から、**普通貸付**及び**住宅貸付**にかかる借換えの運用を廃止し、臨時に必要となったときに必要な資金を貸し付けることで、借り入れやすく、分かりやすい制度としました。

また、普通貸付及び住宅貸付の償還表については、「現行の償還表」に加え、「**償還回数を増やした償還表（毎月・賞与の償還額を抑えた償還表）**」を新規作成しましたので、いずれかの償還表（普通貸付については最大 72 回と 120 回の 2 通り、住宅貸付については最大 244 回、300 回及び 360 回の 3 通り）より選択していただくこととなります。

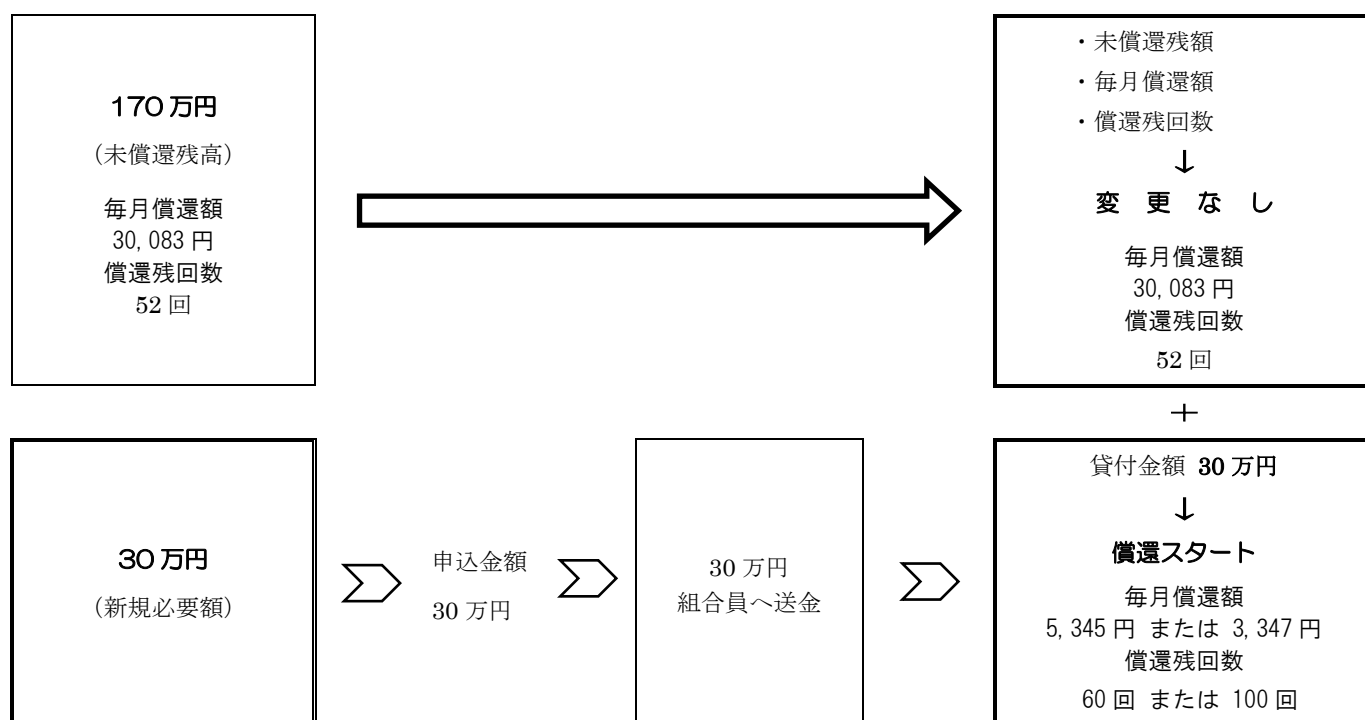
※ 普通貸付及び住宅貸付の償還表については、ホームページ内の **貸付事業** をご参照ください。

【例】 普通貸付 200 万円を借り受け、未償還残高 170 万円（毎月償還額 30,083 円）あるとき、新たに 30 万円の普通貸付を申し込む場合

〈 現行 〉 ～ 借換えのイメージ ～



〈 平成 28 年 4 月 1 日申込み以降 〉 ～ 借換え廃止後のイメージ ～



※ 貸付事業に関するお問い合わせは、所属所共済組合担当課または共済組合福祉課までおたずねください。

【お問い合わせ先】 熊本県市町村職員共済組合 福祉課 TEL096-365-1900（内線 343～346）